

第 30 回信託法学会総会および研究発表会のご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび第 30 回信託法学会総会および研究発表会を別紙の要領により開催する運びとなりました。

本年は、信託法学会の大会が 30 回目を迎えたのを記念して、「信託法改正の論点」をテーマに 1 日シンポジウムを開催いたします。

会員の皆様におかれましては、万障お繰り合わせのうえご出席くださいますよう、お願いかたがたご案内申し上げます。

敬 具

平成 17 年 4 月

信 託 法 学 会

理事長 能 見 善 久

1. 日 時：平成 17 年 6 月 11 日（土） 10：30～17：10（受付は 10：00 から行います。）

2. 場 所：東京大学法学部・法文 1 号館 2 階 25 番教室（後掲案内図ご参照）

3. 次 第：

○ 開 会 10：30

○ シンポジウム 10：30～13：00

テ ー マ 「信託法改正の論点」

報 告 東京大学 能 見 善 久

東京大学 神 田 秀 樹

中央三井信託銀行 田 中 和 明

弁 護 士 井 上 聡

明治学院大学 雨 宮 孝 子

○ 総 会 13：05～

議 案

(1) 役員を選任

(2) 平成 16 年度会計報告

(3) 平成 17 年度予算

—昼食・休憩—

○ シンポジウム 14：45～17：10

質疑応答

○ 閉 会 17：10

4. 懇 親 会

学会終了後、次により懇親会を開催いたします。

日 時：当日 17：20～19：00

場 所：東京大学第二食堂（後掲案内図ご参照）

会 費：3,000 円（会費は、当日受付にて申し受けます。）

5. その他

- (1) シンポジウム報告者5名の報告原稿は、6月初め頃、信託協会のホームページ (<http://www.shintaku-kyokai.or.jp>) に掲載いたします。

以上のほかに、今回のシンポジウムにおいては、信託業法の改正についても、議論が及ぶ可能性がありますので、信託業法関連の資料として信託協会の会報「信託」第221号を、ご希望の会員に実費で頒布いたします。但し、この資料はシンポジウムのための資料というよりは、信託業法関連の基礎的・一般的な資料として、信託業法についてご関心のある会員の皆様に、普段は市販していない信託協会の会報を頒布するというものです。

ご参考までにこの特集号の内容を紹介しますと、この特集では、伊藤達也金融担当大臣、福井俊彦日本銀行総裁、金融審議会金融分科会第二部会「信託に関するワーキンググループ」の座長として中間報告書のとりまとめにご尽力された神田秀樹教授、金融審議会金融分科会第二部会長である堀内昭義教授、三井秀範金融庁総務企画局信用制度参事官などからのご寄稿が掲載されております（詳細は、折り込みの別紙をご覧ください）。

また、金融審議会会長の貝塚啓明教授、神田秀樹教授、増井喜一郎金融庁総務企画局長、古沢熙一郎信託協会長による「信託業法改正と信託業の展望」と題した座談会を収録しております。

資料編では、改正信託業法と関連法令、国会会議録を掲載する等、多角的視点から特集しております。

ご希望の方は、協会事務局（調査部総務グループ：電話 03-3241-7341）までお申し出いただければ実費（1,000円）にて入手することができます。

- (2) 昼食につきましては、学内食堂（中央食堂のみ利用可：後掲案内図ご参照）および大学周辺の一般食堂をご利用ください。

（事務局からのお願い）

平成17年度の会費（2,500円）は、5月末までに次のいずれかの方法によりご納入ください。

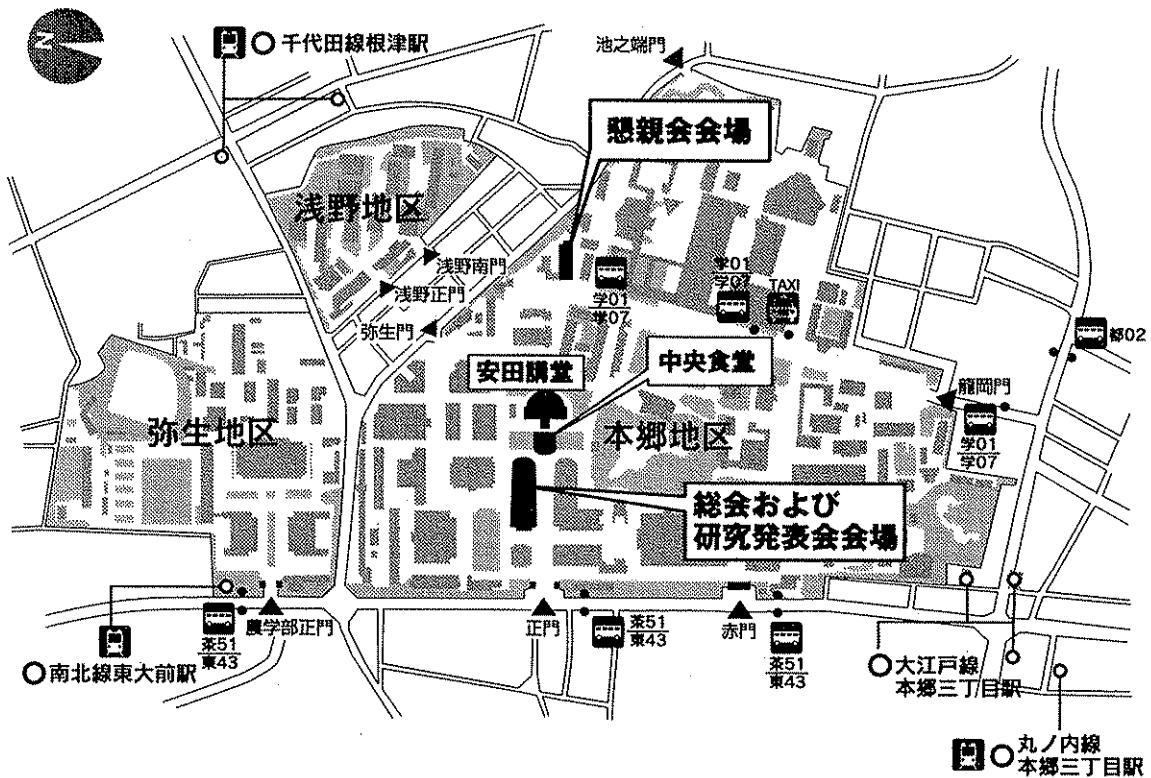
- 郵便振替（00120-0-185924 信託法学会）
同封の振込用紙をご利用ください。
- 銀行振込 三井住友銀行麹町支店 普通預金

（口座番号：5087891 口座名義：しんたくほうがつがいりじちよう信託法学会理事長 のうみよしひさ 能見善久）

おって、お手数ですが、ご出欠の予定を同封のはがきにて5月20日（金）までに事務局あてご回報くださいますようお願い申し上げます。

会場案内

- 開催日：平成17年6月11日(土) 午前10時30分～午後5時10分
- 場所：東京大学 東京都文京区本郷7-3-1 TEL(03)5841-1331
- 総会および研究発表会会場：東京大学法学部・法文1号館2階25番教室
- 懇親会会場：東京大学第二食堂



○利用交通機関

- | | | |
|--------|-----------|---------------|
| 本郷三丁目駅 | (地下鉄丸ノ内線) | 法文1号館まで徒歩約10分 |
| 東大前駅 | (地下鉄南北線) | 徒歩約7分 |
| 根津駅 | (地下鉄千代田線) | 徒歩約9分 |

JRお茶の水駅より

- 都バス利用 茶51 駒込駅、王子駅または東43 荒川土手行 → 東大正門前下車
- 学バス利用 学07 東大構内行 → 東大構内バス停下車

JR上野駅及び御徒町駅より

- 都バス利用 都02 大塚駅行 → 湯島四丁目下車 (御徒町駅のみ)
- 学バス利用 学01 東大構内行 → 東大構内バス停下車

研究発表会（資料）

シンポジウム「信託法改正の論点」

I 序

東京大学 能見善久

II 総論

東京大学 能見善久

III 商事信託と信託法改正

東京大学 神田秀樹

IV 信託法改正と信託実務

中央三井信託銀行 田中和明

V 金融取引実務が信託に期待するもの

弁護士 井上 聡

VI 信託法の見直しと公益信託

明治学院大学 雨宮孝子

シンポジウム報告者5名の報告原稿は、6月初め頃、信託協会の
ホームページ (<http://www.shintaku-kyokai.or.jp>) に掲載いたします。

序

東京大学 能見善久

現在、法務省の法制審議会において信託法改正のための審議が行われている。大正11年に制定された信託法にとって初めての大幅改正であり、また、これからの信託の発展方向を左右する重要な改正である。法制審議会の予定では、本年6月に中間試案が公表され、パブリック・コメントに付されることになっている。その後、パブリック・コメントの意見を踏まえ、再び審議を続け、本年12月頃には審議を終了することになっている。そこで、本シンポジウムは、信託法改正の方向および法制審議会でも議論されている重要論点について紹介するとともに、様々な立場にある各報告者から、信託法改正のあるべき姿を議論してもらうことにした。各報告者は、それぞれの論点について共通の意見をもっているわけではない。意見が一致している点もあるが、幾つかの論点については異なる意見を持っている。しかし、このシンポジウムでは、報告者間の意見調整をすることなく、率直に異なる見解を述べてもらうことで、信託法改正の論点が浮き彫りになることを狙っている。

総論

東京大学 能見善久

今回の信託法改正においては、幾つかの基本的な理念が前提にある。まず、これらの基本理念を明らかにし、その当否を議論する。その後で、個別の検討課題を幾つか選び、基本理念との関係で、改正の方向について具体的な議論をしたい。

1. 信託法改正の基本理念

- (1) 民事信託と商事信託に共通するルールの追求
- (2) 任意法規化と自由な活動促進
- (3) 受益者保護の徹底

2. 基本理念から見た個別論点の検討

- (1) 忠実義務の任意法規化と忠実義務違反の責任
—— 特に、「利益吐き出し」責任について
- (2) 受益者の補償義務と受益権放棄
—— リスク負担の考え方と受益者保護
- (3) 民事信託と商事信託の統一ルールのあり方
—— 有限責任信託・受益者多数決原理などとの関係で

商事信託と信託法改正

東京大学 神田 秀樹

本報告では、商事信託の観点から信託法改正作業を眺めることとし、信託法改正のあり方や日本の商事信託制度の将来などについて、ポイントとなるべき点をいくつか指摘することとしたい。

1. 信託制度の位置づけ
 - (1) 信託制度と金融制度
 - (2) 金融制度改革と信託制度改革の関係

2. 信託法と業法との関係
 - (1) ルールの性格
 - (2) エンフォースメント

3. 商事信託からの示唆
 - (1) 信託法は1つか
 - (2) 日本の信託法の特異性
 - (3) 日本の信託商品の特異性
 - (4) 類型的考察の必要性
 - (5) 任意規定のあり方

4. 信託の将来—商事信託の観点から
 - (1) 特別法の整備
 - (2) 会計・税制の重要性
 - (3) 器としての信託（会社等との比較）

信託法改正と信託実務

中央三井信託銀行 田 中 和 明

現在、検討が進められている信託法の改正は、現行の強行規定を緩和し、デフォルト・ルール化すること、受託者の倒産リスクからの隔離を重視していること、また、現行法では実現できない新たな制度の導入を視野に入れたものであること等、の特色を有しており、信託実務に大きなインパクトを与えるものである。これらの改正内容が信託実務に与える影響と、実務上の問題点について考察を行なう。

1. はじめに

2. 規制緩和とデフォルト・ルールの制定

(1) 受託者の義務

ア. 忠実義務

イ. 信託事務処理の委託

(2) 集団投資スキームへの対応

ア. 受益者複数の信託の意思決定方法

イ. 信託管理人等

3. 受託者の倒産リスクからの隔離

(1) 分別管理義務の位置付け

(2) 信託の公示の位置付け

(3) 信託財産と固有財産等との識別不能

4. 改正信託法の実務上の問題

(1) 信託機能の多様化への対応

(2) 新しい制度の導入と弊害防止

5. おわりに

金融取引実務が信託に期待するもの

弁護士 井上 聡

信託には受益者を保護するためのさまざまな特質があるが、少なくとも、信託財産の独立性と受託者の義務 (fiduciary duty) を挙げることに異論はなかろう。伝統的には、とりわけ、前者については受託者からの倒産隔離性が、後者については忠実義務等の強行法規性が、強調されてきたように思われる。一方、金融取引の分野、特に証券化などストラクチャード・ファイナンスの分野においては、委託者または受益者からの倒産隔離性を確保することや、取引に応じてリスク・リターンを柔軟に設計できることが極めて重要となる。そのような観点から、金融取引実務が信託法の改正にあたり何を期待するかについて、信託業法との役割分担を含め、いくつかの論点を取りあげることとしたい。

1. はじめに

2. 委託者・受益者からの倒産隔離

- (1) 証券化取引等における信託の倒産隔離機能・転換機能の意味
- (2) 詐害信託の要件とその効果
- (3) 双方未履行の双務契約性と解除の効果
- (4) 委託者の地位の移転・権限の放棄の可否
- (5) 受益者破綻等の場合の信託の終了とその効果

3. 柔軟性の確保—受託者の義務の観点から

- (1) 任意法規化—証券化取引等における柔軟性確保の意味
- (2) 忠実義務の規律
- (3) 自己執行義務の規律
- (4) その他 (信託業法との関係等)

4. おわりに

信託法の見直しと公益信託

明治学院大学 雨宮孝子

公益信託は、昭和 52 年に 2 件が設定されて以来順調に推移し、平成 17 年 3 月末で 561 件となる等、民間公益活動の主体として着実に活動の根をはっている。具体的な内容は、奨学金給付、自然科学研究助成、国際交流助成、環境保護事業への助成などさまざまな分野への助成事業が中心である。最近では、地方自治体が NPO を支援するために公益信託を設定するケースも目立ってきている。公益信託は、民法 34 条の公益法人のうち、財団法人とその機能はほとんど同じである。今般、公益法人制度改革が行われることになり、主務官庁による許可・監督の公益法人制度をなくし、準則主義による新しい非営利法人制度が創設されようとしている中、公益信託も見直すべきかが問題となる。本発表では、公益信託も公益法人制度改革と平仄を合わせるべきかというテーマを中心にするほか、以下のような公益信託にかかわるいくつかの問題点を指摘するつもりである。

1. 公益信託とは何か

- (1) 現行信託法による定義
- (2) 公益信託の現状

2. 公益法人制度改革と公益信託

- (1) 公益法人制度改革の内容
- (2) 公益性の有無にかかわらず、非営利法人を準則主義で設立するという考え方に公益信託も平仄を合わせるべきか。(主務官庁による許可・監督制を廃止すべきなのか。)
- (3) 公益性の判定基準と判定機関
- (4) 非営利信託を設定できるようにするのか。目的信託の可能性。

3. Charitable lead trust や Charitable remainder trust の可能性。